

もしもの時、相手や自分を守るために。

◆ 自賠責って？

交通事故の被害者の救済や、もしも加害者になった際の損害賠償を補填するための保険（共済）制度です。車やバイク（原付等を含む）1台ごとに加入義務があります。

● 保険料・共済掛金一覧（令和6年4月時点）

※ 離島及び沖縄県以外の地域における保険料・共済掛金（単位：円）

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	23,690	17,650	11,500
軽自動車（検査対象車）	—	—	23,520	17,540	11,440
小型二輪自動車（250cc超）	—	—	10,490	8,760	7,010
軽二輪自動車（126～250cc）	14,200	12,470	10,710	8,920	7,100
原動機付自転車※1（125cc以下）	13,310	11,760	10,170	8,560	6,910
特定小型原動機付自転車※2	12,040	10,730	9,400	8,040	6,650

※1 モベット（ペダル付原付）、電動キックボードを含む。

※2 主に電動キックボード。

◆ 自賠責に入らないとどうなるの？

1 多額の賠償金を自分で払うことになります。

支払えない場合は一時的に国が立て替えますが、後に加害者に金額請求されます。（死亡事故における自賠責保険平均支払額：2,500万円）

2 免許停止等の処罰の対象になります。

1年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になります。さらに、違反点数6点が付加され、即座に免許停止処分になります。

◆ 交通事故の被害者数（令和5年 出典：警察庁交通局）

交通事故件数

307,930件

死傷者数

368,273人



交通事故は、他人事ではありません。自賠責で、もしもに備えましょう。

自賠責への加入は、車やバイク、

◆ 自賠責の支払い限度額は？

交通事故の損害に応じて、被害者1人ごとに賠償金が支払われますが、その金額には限度額があります。加害者が支払いに応じないときなどは、被害者は自賠責に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対し、賠償金を直接請求できます。

● 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	● 神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 ● 後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、 慰謝料	最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円

◆ 事故被害者支援について

賠償金の補填だけでなく、様々な形で交通事故被害者の生活を支えています。

療護施設による治療・看護・リハビリ支援



在宅ケアの介護料の支援やグループホームの開設支援



原付等を運転する人の義務です。

◆ ステッカーで有効期限をチェック！

250cc以下のバイク/原付/電動キックボード等の場合

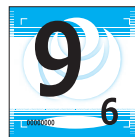


自賠責のステッカーで有効期限をチェック！

※ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります。



自動車/250cc超のバイクの場合



車検のステッカーで有効期限をチェック！



＼ 貼替忘れにご注意！ ／

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運転した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠となる法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

◆ 自賠責の加入は簡単です！

車やバイクの販売店・保険（共済）代理店をはじめ、各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合で簡単な手続きで加入できます！250cc以下のバイク（原付等含む）なら、一部のコンビニ・郵便局・インターネット等でも加入できます！

無保険（共済）車・無車検車を見かけたら…

🔍 | 無保険者通報窓口

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

